

特別資料1(罪名別終局結果)

罪名別の終局結果(裁判員裁判, 裁判官裁判別)

	裁判員裁判(制度施行～平成24年3月)						裁判官裁判(平成18年～平成20年)					
	終局 人員	有罪	有罪・ 一部 無罪	無罪	家裁へ 移送	その他	終局 人員	有罪	有罪・ 一部 無罪	無罪	家裁へ 移送	その他
総数	3,685	3,575	9	17 (0,5)	3 (0,08)	81	7,522	7,224	19	44 (0,6)	5 (0,07)	230
強盗致傷	862	837	-	1 (0,1)	3 (0,36)	21	1,935	1,823	1	4 (0,2)	2 (0,11)	105
殺人	834	814	2	4 (0,5)	-	14	1,822	1,774	4	15 (0,8)	-	29
覚せい剤取締法違反	336	319	1	7 (2,1)	-	9	178	173	2	1 (0,6)	-	2
現住建造物等放火	335	326	3	-	-	6	758	731	2	9 (1,2)	-	16
傷害致死	315	308	-	2 (0,6)	-	5	585	571	3	4 (0,7)	2 (0,34)	5
(準)強盗致死傷	216	205	-	-	-	11	582	554	4	5 (0,9)	-	19
(準)強制わいせつ致死傷	186	184	1	-	-	1	387	376	-	2 (0,5)	-	9
強盗強姦	114	104	-	-	-	10	221	200	1	-	-	20
強盗致死(強盗殺人)	108	106	-	1 (0,9)	-	1	262	251	1	1 (0,4)	1 (0,39)	8
麻薬特例法違反	81	81	-	-	-	-	281	280	-	-	-	1
偽造通貨行使	72	72	-	-	-	-	117	111	-	1 (0,9)	-	5
逮捕監禁致死	46	46	-	-	-	-	31	31	-	-	-	-
危険運転致死	41	41	-	-	-	-	130	126	1	1 (0,8)	-	2
保護責任者遺棄致死	23	22	-	1 (4,3)	-	-	31	30	-	-	-	1
集団(準)強盗致死傷	20	20	-	-	-	-	51	51	-	-	-	-
傷害	15	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃砲刀剣類所持等取締法違反	15	15	-	-	-	-	71	65	-	-	-	6
強盗	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通貨偽造	11	10	-	-	-	1	38	36	-	-	-	2
(準)強姦	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
爆発物取締罰則違反	6	5	-	-	-	1	8	8	-	-	-	-
組織的犯罪処罰法違反	5	4	-	1 (20,0)	-	-	8	8	-	-	-	-
麻薬及び向精神薬取締法違反	5	5	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-
窃盗	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-	9	9	-	-	-	-
非現住建造物等放火	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
激発物破裂	1	1	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海賊行為処罰法違反	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
身の代金拐取							6	6	-	-	-	-
特別公務員暴行陵虐致死傷							3	2	-	1 (33,3)	-	-
航空機の強取等の処罰に関する法律							1	1	-	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 裁判官裁判とは、裁判官のみの合議体により審理され終局した事件のうち、処断罪名が裁判員裁判対象事件(裁判員法2条1項各号)のものである。
3 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。
4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
5 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。
6 裁判員裁判において、起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
8 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
9 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。
10 裁判員裁判には、裁判員法3条1項の除外決定があったものを含まない。